

# 平成 30 年度食品表示等監視実績について

令和元年 8 月  
消費・安全局

農林水産省は、食品表示法、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）及び日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。指定農林物資の表示に関することに限る。）の平成 30 年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

これらの法律の違反の事実に対しては、各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

## 【30 年度監視実績のポイント】

### 1. 食品表示法

- (1) 食品表示法に基づき、小売業者に対して行った巡回調査における生鮮食品の不適正率は 0.4%となっている。その中では、総合スーパーの不適正率は 0.5%、食料品スーパーの不適正率は 0.5%となっている。
- (2) 違反について品目別にみると、生鮮食品では水産物の違反が 37%、加工食品では水産物加工品の違反が 34%を占めており、他品目より多い。
- (3) 違反内容は、生鮮食品では原産地の誤表示・欠落の違反が 74%、加工食品では原材料名の誤表示・欠落の違反が 55%を占めている。なお、輸入加工食品を小分けした場合の原産国の誤表示・欠落が継続的に確認されている。

### 2. 牛トレーサビリティ法

- (1) 牛への耳標装着と異動届出等
  - ① 牛トレーサビリティ法に基づき行った巡回調査等における違反率は、牛の管理者 0.2%となっている。  
なお、と畜者の違反はなかった。
  - ② 違反内容は、耳標に関する不備が 43%、届出に関する不備が 57%となっている。
- (2) 特定牛肉の表示等
  - ① 牛トレーサビリティ法に基づき行った巡回調査における違反率は、小売業者が 0.1%、中間流通業者が 0.9%となっている。  
国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性を DNA 分析により鑑定し、不一致となった比率は 2.3%となっている。前年度との比較では、特定料理提供業者の違反率が 3.4%から 7.6%に増加している。
  - ② 違反内容は、個体識別番号の不表示・誤表示の違反が 81%を占めている。

### 3. JAS法（有機表示違反）

- （1）JAS法に基づき、小売業者に対して行った巡回調査における有機表示された農産物の違反率は、0.07%となっている。
- （2）違反内容は、有機JASマークを付さずに「有機」等の表示を行っていたものが83%を占めている。

注：本文中の経年変化傾向については、ランダムな変動要因（偶然や誤差）だけでは説明しにくい有意な変化傾向があるかどうかについて信頼度水準95%で統計的検定を行った結果に基づいて記載している。

表1-1 食品表示法に基づく巡回調査における小売業者の表示の不適正率(生鮮食品)

	合計	百貨店	総合スーパー	食料品スーパー	食料品専門店(青果)	食料品専門店(精肉)	食料品専門店(鮮魚)	コンビニエンス・ストア	ドラッグストア	ディスカウントストア	ホームセンター	米穀専門店	その他
29年度	0.4%	-	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.6%	-	-	-	-	-	2.2%
30年度	0.4%	-	0.5%	0.5%	-	0.2%	0.4%	-	-	-	-	-	1.6%

3

表1-2 食品表示法に基づく巡回調査における加工製造業者の表示の不適正率(加工食品)

29年度	1.5%
30年度	1.8%

表1-3 食品表示法に基づく品目別・違反内容別の違反の状況

	違反品目										違反の内容							
	生鮮食品					加工食品					生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	畜産物	水産物	米	計	農産加工品	畜産加工品	水産加工品	その他加工品	計	原産地の誤表示・欠落	原料玄米の誤表示・欠落	その他	計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	その他
29年度		100%	25%	17%	43%		16%	100%	29%	10%		37%	24%	100%		68%	13%	19%
30年度	100%	27%	26%	37%	11%	100%	29%	13%	34%	24%	100%	74%	8%	18%	100%	55%	30%	15%

注1:違反については、小売業者等に対する巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2:原料玄米の誤表示・欠落とは、袋詰精米の原料の玄米に関する表示(産地、品種又は年産)の誤りや欠落による違反である。

表1-4 食品表示法に基づく業態別違反の状況

	小売業者						中間流通業者						加工製造業者					
	合計	生鮮食品		加工食品			合計	生鮮食品		加工食品			合計	生鮮食品		加工食品		
		原産地の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	原産地の誤表示・欠落			原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	原産地の誤表示・欠落	原材料名の誤表示・欠落			原料原産地の誤表示・欠落				
29年度	100%	52%	39%	48%	22%	16%	100%	42%	29%	58%	33%	13%	100%	15%	5%	85%	45%	17%
30年度	100%	49%	40%	51%	24%	19%	100%	68%	27%	32%	23%	9%	100%	13%	8%	87%	57%	15%

注：違反については、小売業者等に対する巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

表2-1

牛トレーサビリティ法に基づく生産段階の業態別違反の状況

	業態別違反率		業態別違反の内容						
	牛の管理者	と畜者	合計	牛の管理者		計	と畜者		
				耳標に関する不備	届出に関する不備		耳標に関する不備	届出に関する不備	
H29年度	0.2%	—	100%	49%	51%	100%	49%	51%	—
H30年度	0.2%	—	100%	43%	57%	100%	43%	57%	—

※ 生産段階: 牛の出生からと畜されるまでの牛の生体での段階。牛の管理者に耳標の装着、牛の管理者及びと畜者に異動届出の報告等が義務付けられている。

※ 業態別違反率は、巡回調査等を端緒として違反が確認された割合。

表2-2 牛トレーサビリティ法に基づく業態別違反の状況

	業態別違反率			業態別違反の内容																			
	小売業者	中間流通業者	特定料理提供者	合計	と畜者			小売業者			中間流通業者			特定料理提供者									
					個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備				
29年度	0.1%	0.5%	0.5%	100%	17%	64%	19%	-	-	-	-	100%	18%	63%	19%	100%	13%	63%	23%	100%	20%	67%	13%
30年度	0.1%	0.9%	-	100%	14%	66%	19%	-	-	-	-	100%	11%	75%	15%	100%	15%	51%	34%	100%	29%	54%	17%

注：業態別違反率は、巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

表2-3

## 牛トレーサビリティ法におけるDNA鑑定の一一致率

	合計	と畜者	小売業者	中間流通業者	特定料理提供者
29年度	1.8%	-	1.6%	5.9%	3.4%
30年度	2.3%	-	1.9%	7.9%	7.6%

注:一一致率の数値は、国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、一一致となった割合を示す。



表3

## JAS法に基づく有機表示違反の業態別違反の状況

	小売業者の違反率	業態別違反の内容																			
		計					出荷業者		小売業者			卸売業者・輸入業者			製造業者		認定事業者				
		計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	計	不適切な「有機」等の表示
29年度	0.04%	100%	75%	11%	14%	100%	100%	100%	78%	14%	8%	100%	20%	40%	40%	100%	86%	14%	100%	70%	30%
30年度	0.07%	100%	83%	6%	11%	100%	100%	100%	82%	6%	12%	100%	80%	20%	-	100%	67%	33%	-	-	-

注1:小売業者の違反率は、有機表示がされた農産物を対象とした巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

注2:不適切な「有機」等の表示とは、有機JASマークを付さずに「有機」等を表示したことによる違反である。

注3:輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示とは、有機JASマークがない輸入品に「オーガニック」等の表示をしたまま販売したことによる違反である。

# 食品表示監視協議会の運営について

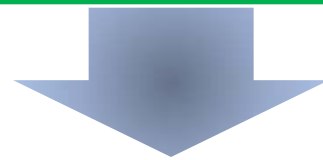
## 食品表示連絡会議(国レベル)

### 構成機関

- ・消費者庁
- ・警察庁
- ・国税庁
- ・農林水産省
- ・厚生労働省

### 関連法令

- ・食品表示法
- ・不正競争防止法
- ・景品表示法
- ・健康増進法
- ・米トレーサビリティ法
- ・JAS法



## 食品表示監視協議会(地方レベル)

### 全国7ブロック

#### 構成機関

- 公取委地方事務所
- 管区警察局
- 国税局
- 地方厚生局
- 地方農政局
- (消費者庁) ほか

### 47都道府県

#### 構成機関

- 警察本部
- 景表法担当部局
- 食品表示法担当部局  
(都道府県庁、保健所)
- 消費生活センター
- 農政局等 ほか

### 監視協議会の役割

- ・食の安全・安心の確保に関する情報共有・意見交換
- ・食品表示監視における平常時及び緊急時における連絡体制の整備
- ・食品表示関係法令に関する研修会の実施